

第19号議案

尾張旭市職員定数条例の一部改正について

尾張旭市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年3月2日提出

尾張旭市長 森 和 実

提案理由

この案を提出するのは、市長の事務部局等の職員の定数を改正するため必要があるからである。

尾張旭市職員定数条例の一部を改正する条例

尾張旭市職員定数条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、選挙管理委員会、公平委員会及び農業委員会の事務部局並びに福祉事務所の職員は、市長の事務部局の職員において、これを兼ねるものとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>456人</u> (2) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>10人</u> (3) 公平委員会の事務部局の職員 <u>3人</u> (4) (略) (5) 福祉事務所の職員 <u>35人</u> (6)～(8) (略) (9) 消防部局の職員 <u>90人</u> (10) 水道事業の事務部局の職員 <u>15人</u> 2・3 (略)	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、選挙管理委員会、公平委員会及び農業委員会の事務部局並びに福祉事務所の職員は、市長の事務部局の職員において、これを兼ねるものとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>476人</u> (2) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>17人</u> (3) 公平委員会の事務部局の職員 <u>4人</u> (4) (略) (5) 福祉事務所の職員 <u>40人</u> (6)～(8) (略) (9) 消防部局の職員 <u>96人</u> (10) 水道事業の事務部局の職員 <u>16人</u> 2・3 (略)

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。